行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令

目次

第一章　総則（第一条）
第二章　個人番号
　第一節　個人番号とすべき番号の生成等（第二条―第六条）
　第二節　通知カード（第七条―第十六条）
第三章　個人番号カード（第十七条―第三十九条）
第四章　特定個人情報の提供
　第一節　特定個人情報の提供の制限等（第四十条―第四十四条）
　第二節　情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供（第四十五条―第四十七条）
第五章　雑則（第四十八条）
附則

第一章　総則

第一条　この省令において使用する用語は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（以下「令」という。）において使用する用語の例による。

第二章　個人番号

第一節　個人番号とすべき番号の生成等

（個人番号指定請求書の記載事項）

第二条　令第三条第一項の総務省令で定める事項は、個人番号（法第二条第五項に規定する個人番号をいう。第四十七条第二項を除き、以下同じ。）の指定の請求をしようとする者の氏名及び住所とする。

（代理人を通じた個人番号指定請求書の提出等）

第三条　住所地市町村長は、令第三条第六項の規定により個人番号の指定の請求をしようとする者の代理人を通じて個人番号指定請求書の提出を受けたときは、当該代理人に対し、同条第一項の理由を疎明するに足りる資料の提出を求めることができる。

2　前項の規定による個人番号指定請求書の提出を受けた住所地市町村長は、令第三条第一項の理由があると認める場合であって、従前の個人番号に代えて個人番号を指定しようとする者が通知カード又は個人番号カードの交付を受けている者であるときは、その者の代理人に対し、当該通知カード又は当該個人番号カードの返納を求めるものとする。

3　令第五条第二項の規定は通知カードの交付を受けている者が前項の規定により通知カードの返納を求められたときについて、令第十五条第二項の規定は個人番号カードの交付を受けている者が前項の規定により個人番号カードの返納を求められたときについて、それぞれ準用する。

4　前項の規定により準用する令第五条第二項の規定による通知カードの返納及び前項の規定により準用する令第十五条第二項の規定による個人番号カードの返納は、代理人を通じてすることができる。

（機構への個人番号とすべき番号の生成の求めの方法）

第四条　令第七条の規定による住民票コードの通知及び個人番号とすべき番号の生成の求めは、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（検査用数字を算出する算式）

第五条　令第八条の総務省令で定める算式は、次に掲げる算式とする。

算式

$$11-\left(\sum_{n=1}^{11}P_n\times Q_n\right)\text{を11で除した余り}$$

ただし、$\sum_{n=1}^{11}P_n\times Q_n$を11で除した余り≦1の場合は、0とする。

算式の符号

P_n　個人番号を構成する検査用数字以外の十一桁の番号の最下位の桁を1桁目としたときのn桁目の数字

Q_n　$1\leqq n\leqq 6$のとき　$n+1$　$7\leqq n\leqq 11$のとき　$n-5$

（市町村長への個人番号とすべき番号の通知の方法）

第六条　令第九条の規定による個人番号とすべき番号の通知は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

第二節　通知カード

（通知カードの記載事項）

第七条　法第七条第一項の総務省令で定める事項は、通知カードの発行の日及び本人に係る住民票に住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の二十六第一項に規定する通称が記載されているときは当該通称とする。

（住民票に基づく通知カードの記載）

第八条　市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、通知カードに、法第七条第一項の規定により通知カードに記載されることとされている事項を記載する場合には、本人に係る住民票に記載されている事項を記載するものとする。

（通知カードの様式）

第九条　通知カードの様式は、別記様式第一のとおりとする。

（通知カードに係る記載事項の変更等）

第十条　法第七条第四項後段（同条第五項後段により準用する場合を含む。）の総務省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一　通知カードの追記欄等に変更に係る事項を記載し、これを返還すること。

二　個人番号カードの交付の手続に関する情報の提供を行うこと。

（通知カードの再交付の申請等）

第十一条　通知カード又は個人番号カードの交付を受けている者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、住所地市町村長に対し、通知カードの再交付を受けようとする旨及びその事由並びに当該通知カードの交付を受けている者の氏名、住所並びに個人番号又は生年月日及び性別を記載した再交付申請書を提出して、通知カードの再交付を求めることができる。

一　通知カードを紛失し、焼失し、又は著しく損傷したとき。

二　通知カードの追記欄の余白がなくなったとき。

三　令第五条第二項（第三条第三項において準用する場合を含む。）の規定により通知カードを返納したとき（法第十七条第一項の規定による個人番号カードの交付に伴い又は令第五条第一項第一号に該当して通知カードを返納した場合を除く。）。

四　令第五条第三項の規定により通知カードを返納した後、いずれかの市町村（特別区を含む。以下同じ。）の備える住民基本台帳に記録されたとき。

五　令第十五条第二項（第三条第三項において準用する場合を含む。）及び令第十五条第四項の規定により個人番号カードを返納したとき（同条第一項第二号に該当して個人番号カードを返納した場合を除く。）。

六　令第十五条第三項の規定により個人番号カードを返納した後、いずれかの市町村の備える住民基本台帳に記録されたとき。

七　個人番号カードを紛失し、焼失し、若しくは著しく損傷したとき又は個人番号カードの機能が損なわれたとき（第二十八条第一項の規定により個人番号カードの再交付を求める場合を除く。）。